

1・3 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会（2010年5月に設置）において、国際会計基準審議会（IASB）が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めている。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会（ASBJ）が、同会内部に設置されている「リース専門委員会」の議論および関係業界を対象に行われた非公式のヒアリングを踏まえ、2019年3月25日に公表した「今後の計画」にて「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手するとの方針を示した（詳細は『船協海運年報2018』「1・3 国際会計基準（IFRS）」参照）。その後、同専門委員会は、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進めてきた。

1・4・1 リース会計基準の見直し

1. ASBJにおける検討状況と当協会の対応

ASBJ は、定期用船契約（T/C：Time Charter Contract）を含むサービス契約も論点の一つとして検討を進めることとし、この一環として、2019年6月10日に「リース会計専門委員会」の会合を開催、当協会を対象に参考人聴取を実施した。当協会はIFRS勉強会を中心に対応し、「T/Cは船舶の貸借ではなく、船主（貸手）が船舶管理（船員手配、船舶修繕、船体保険の付保）された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない。」という考え方を柱として、海上運送の特徴および用船契約の種類と特徴について説明。その後、ASBJが2022年5月に海事局（外航課）への意見照会を行った際等、様々な機会を捉えてT/Cに関する当協会の考え方をASBJに理解を求めてきた。

2. 新リース会計基準草案の公表

ASBJ は、2023年5月2日、新リース会計基準の案を公表のうえ、同年8月4日を期限としてパブリックコメントを実施した。同案には、「T/Cはリースを含むと解釈され得るため、IFRSリース基準と異なる取扱いとはしない」旨の内容が盛り込まれた。（詳細は『船協海運年報2022』「1・4 国際会計基準（IFRS）」参照）

3. 新リース会計基準草案を踏まえた当協会の対応

新基準案において、「T/Cはリースを含むと解釈され得る」とされたことから、当協会会員各社への影響が極力少なくなるよう、IFRS勉強会を中心に善後策を検討の結果、「海運企業の財務諸表は、国土交通省管掌の『海運企業財務諸表準則』（以下、準則）に基づいて作成していること」、また、「他国運航事業者の例を踏まえ、新基準が好ましいと考える社もあること」を踏まえ、国交省海事局外航課に対し、主に以下2点を求める要望書を2023年8月25日付で提出した。

- ① 貸借対照表で T/C を如何に扱うか（リースとするか否か）については、各事業者の選択制とする旨の規定を準則に盛り込んでいただきたい。
- ② 用船者が T/C を資産計上した場合、船主の会計処理には何らかの変更の必要性が生じるのか、また、諸海運税制の利用に支障は生じないのか、の確認。

その後、当協会要望書に対し、2023年10月31日付で外航課から概要以下の回答が示された。

1. 「原則、新基準案は全業種適用」、「IFRS 適用の海外船社でも特例的な取り扱いは行われていない」等のため、T/C を如何に扱うかを選択制とする旨の規定を準則に盛り込むのは適切ではない。
2. 用船者（借手）が T/C を資産計上した場合の船主（貸手）の会計処理(※)については、原則変更は生じないものと想定しており、諸海運税制の利用に関しては、利用に支障が生じるような法改正は想定していない。

(※) 会計処理について、外航課に確認した詳細は以下のとおり。

- ・ 新基準適用の場合、船主（貸手）は用船者（借手）の会計処理に拘らず、まず、当該 T/C がファイナンス・リース（FL）かオペレーティング・リース（OL）かの判定が必要（FL か OL かでその後の処理が異なるため）。なお、「解約不可、フルペイアウトの両方を満たせば FL、それ以外は OL」との判定基準は変更なし。
- ・ 新基準においても、役務部分（リースを構成しない部分）は、リース総額から除外されるものと思料するが、詳細は ASBJ に確認要。
- ・ なお、OL の場合でも、用船者はリース期間中、オンバラ要（使用権資産・リース負債）となるが、船主の所有権に影響はない。

新リース会計基準案は、当初 2024 年 3 月末頃までの最終化が見込まれていたが、2023 年 11 月 14 日の企業会計基準委員会において、川西 ASBJ 委員長より「パブコメに寄せられた意見を丁寧に検討する必要があることから、2023 年 3 月末までの基準最終化は困難」との見方が示されており、現状、2024 年度中の最終化が見込まれている。

新基準は船主・用船者双方に影響を及ぼすものであるため、当協会は監査および会計の専門家に、新基準および海運実務への影響（何がどう変わって、どのような対応が求められるのか）などについて解説してもらう会員向け説明会を開催する方向で調整を進めている。